

公立丹南病院組合事務局庶務規則

〔平成11年6月21日〕
規 則 第 1 号

改正 平成14年 3月28日 規則第1号
平成18年 3月29日 規則第2号
平成19年 4月 1日 規則第3号
平成30年 3月27日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立丹南病院組合事務局設置条例（平成11年公立丹南病院組合条例第7号）第3条の規定により公立丹南病院組合事務局（以下「事務局」という。）の職その他必要な事項を定めるものとする。

(職)

第2条 事務局に次の職を置く。

事務局長、事務局次長、事務局長補佐、主任、主査、主事、技師

(事務局長等の職務)

第3条 事務局長（以下「局長」という。）は、管理者および副管理者の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、局長を補佐し、その分掌事務を掌理するとともに、局長が不在のときは、上司の命を受け、その職務を代行する。
- 3 事務局長補佐は、上司の命を受け、その分掌事務を掌理する。
- 4 主任は、上司の命を受け、担当の事務に従事する。
- 5 主査、主事および技師は、上司の命を受け、事務に従事する。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成11年規則第1号）

この規則は、平成11年6月21日から施行する。

附 則（平成14年規則第1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。